

フレンドリータウンデイズ 『阿見町の日』開催

2012

8



■フレンドリータウンデイズ『阿見町の日』開催

鹿島アントラーズFCフレンドリータウンデイズ『阿見町の日』が、7月7日(土)に県立カシマサッカースタジアムにおいて開催されました。

当日は、スタジアム内1階メインスタンドコンコースに設置した「阿見町イベント会場」において、特産品販売や芸能披露などのPRイベントが行われ、あいにくの空模様にもかかわらず多くの人でにぎわいました。

また、普段は入れないインタビュールームや選手控室などの見学ツアーや、子どもたちが裸足でピッチを体験するカーテンレーザーマッチなども行われました。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 国保／平成24年度国民健康保険税 … 2
- お知らせします！昨年度の介護保険実施状況… 4
- 手続きをお忘れなく児童扶養手当制度 … 6
- 納税は、安心・確実・便利な口座振替で！ … 8
- 放射線の状況をお知らせします …14
- 町長への手紙 …23

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

平成 24 年度

国民健康保険税

税率・賦課限度額は据え置きとなります

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111 (131 ~ 133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

国保税

||

医療保険分
すべての
国保加入者

+

後期高齢者支援金分
すべての
国保加入者

+

介護保険分
40歳以上65歳未
満の国保加入者

国保を支える国保税

国保税は、国保収入の3分の1以上を占める国保制度運営の柱です。

国保加入者の皆さんが納付した国保税は、国の補助金などとともに国保加入者の医療費やさまざまな国保の給付に使われています。

国保税は平等に負担

国保は加入者一人ひとりが平等に国保税を負担することで、公平な医療が受けられる制度です。国保税を払わない人がいると、ほかの加入者との公平を欠くばかりか、国保制度そのものが成り立たなくなってしまう。国保税は納期までに確実に納付しましょう。

国保税の決め方

●医療保険分
その年の年間の医療費の推

計から、国保加入者が医療機関に支払う一部負担金や、国などからの補助金を差し引いた残りが保険税の総額です。

●後期高齢者支援金分

その年に納める後期高齢者支援金から国の補助金などを除いた残りが保険税の総額です。

●介護保険分

その年に納める介護納付金から国の補助金などを除いた残りが保険税の総額です。

国保税率は据え置き

- ▽所得割 4・5%
- ▽資産割 20%
- ▽均等割 230000円
- ▽平等割 260000円
- 後期高齢者支援金分
- ▽所得割 2・7%
- ▽資産割 15%
- ▽均等割 20000円
- ▽平等割 30000円

●介護保険分

- ▽所得割 1・2%
- ▽均等割 100000円

『均等割』『平等割』の軽減制度

国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』『平等割』の軽減制度（前年中の所得に同じ7・5・2割いずれかの適用。申請不要）があります。この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります（収入のない人や被扶養者を含む）。

●特別対象被保険者等（非自発的失業者）に係る国保税の軽減制度

倒産・解雇などの事業主の都合による離職や雇用期間満了により再雇用されない雇止めなどによる離職をされた人（雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』）は、国保税が軽減される場合があります。この軽減を受けるためには申請が必要です。詳しくは『広報あみ』6月号通常版をご覧ください。
●申請に必要なもの…▼雇用保険受給資格者証▼印鑑

国保税の納め方

●特別徴収

65歳から74歳までの世帯主で、次の①～③のすべてに当てはまる人は、年金からの天引きにより保険税を納めることとなります。

①世帯主が国保の被保険者であること

②世帯内の国保の被保険者の人全員が65歳以上74歳未満であること

③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります

※国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

●普通徴収

右記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくこととなります。

- 平成 24 年度国民健康保険税算定例●
- モデル：国民健康保険に加入する夫（45）・妻（43）・子ども（17）の3人家族
- 平成 23 年中の所得額

}	夫 …… 3,000,000 円
	妻 …… 500,000 円
	子ども …… 0 円
- 平成 24 年度の固定資産税額 …… 100,000 円
- 40 歳～64 歳は介護保険分を合わせて納付（夫と妻が加入）



	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	夫 3,000,000 円－基礎控除 330,000 円＝2,670,000 円 妻 500,000 円－基礎控除 330,000 円＝ 170,000 円 計 2,840,000 円＝所得割の計算対象		
	2,840,000 円× 4.5%＝ 127,800 円 (所得額の 4.5%で計算)	2,840,000 円× 2.7%＝ 76,680 円 (所得額の 2.7%で計算)	2,840,000 円× 1.2%＝ 34,080 円 (所得額の 1.2%で計算)
資産割	100,000 円× 20%＝ 20,000 円 (固定資産税額の 20%で計算)	100,000 円× 15%＝ 15,000 円 (固定資産税額の 15%で計算)	資産割の算定はありません
均等割	23,000 円× 3 人＝ 69,000 円 (一人当たり 23,000 円の定額)	2,000 円× 3 人＝ 6,000 円 (一人当たり 2,000 円の定額)	10,000 円× 2 人＝ 20,000 円 (一人当たり 10,000 円の定額)
平等割	26,000 円 (一世帯当たり 26,000 円の定額)	3,000 円 (一世帯当たり 3,000 円の定額)	平等割の算定はありません
算出額の計	所得割 127,800 円	所得割 76,680 円	所得割 34,080 円
	資産割 20,000 円	資産割 15,000 円	均等割 20,000 円
	均等割 69,000 円	均等割 6,000 円	平等割 26,000 円
	平等割 26,000 円	平等割 3,000 円	合計 54,080 円
	合計 242,800 円	合計 100,680 円	合計 54,080 円
100 円未満切り捨て ⇒ 242,800 円	100 円未満切り捨て ⇒ 100,600 円	100 円未満切り捨て ⇒ 54,000 円	
※算出額が賦課限度額（51 万円）を超える世帯は 51 万円			※算出額が賦課限度額（12 万円）を超える世帯は 12 万円
計	年間国保税額＝ 242,800 + 100,600 + 54,000 = 397,400 円		

※国保税は国保の被保険者が属する世帯の世帯主が納めます。納付する国保税は加入者分のみです
 ※年度の途中で加入・脱退した場合の国保税は月割課税となります。ただし、賦課限度額を超える世帯においての一部加入・脱退の場合は、税額に変更がない場合もあります

平成 24 年度（平成 23 年中）の所得申告

国保税は、加入者の前年中（1 月～12 月）の所得などから計算されます。世帯主（納税義務者）を含む加入者全員の合計所得が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度がありますが、この軽減制度の適用を受けるには世帯全員の申告が必要です。

遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人や収入がなかった人も含め、所得申告をしていない人がいる場合は軽減が適用できませんので、税法上ご家族の扶養に入っていない場合は、必ず所得の申告をお願いします。また、所得申告をしていないと高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられない場合があります。

健康管理のために、『特定健診』を毎年受けましょう。町と契約している医療機関で受診することもできます。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

お知らせします！

昨年度の 介護保険実施状況



社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164・165)

▼表 1: 総人口と高齢者人口 (3月末現在)

項目	平成 23 年	平成 24 年	比較増減	
総人口	47,878 人	47,694 人	△ 184 人	
高齢者人口	前期高齢者 (65 ~ 74 歳)	5,467 人	5,701 人	234 人
	後期高齢者 (75 歳以上)	4,341 人	4,527 人	186 人
	合計	9,808 人	10,228 人	420 人
	高齢者割合 (高齢化率)	20.5%	21.4%	0.9%

■ **高齢者人口の推移**
高齢者の人口はここ数年増加傾向が顕著で、3月末現在102,228人となり、総人口(常住人口)に占める割合は21.4%となっています(表1参照)。

■ **要介護認定状況**
3月末現在、要支援または要介護の認定を受けている人は13,277人となっています(表2参照)。このうち第1号

▼表 2: 要介護認定状況 (3月末現在)

要介護度	平成 23 年	平成 24 年	比較増減
要支援 1	90 人	69 人	△ 21 人
要支援 2	145 人	124 人	△ 21 人
要介護 1	266 人	341 人	75 人
要介護 2	253 人	285 人	32 人
要介護 3	175 人	201 人	26 人
要介護 4	170 人	170 人	± 0 人
要介護 5	134 人	137 人	3 人
合計	1,233 人	1,327 人	94 人

被保険者(65歳以上の人)は12,799人で、認定率は12.5%となっており、認定者数も増加しています。

■ **介護サービス利用状況**
3月のサービス利用状況では、表2の認定者13,277人のうち7,711人が居宅サービス(表3参照)、97人が地域密着型サービス(表4参照)、2,655人が施設サービス(表5参照)を利用しています。このように、認定者数の増加以上にサービス別の利用者数が増加しています。また、施設種類別の利用者の内訳は表6のようになっています。

▼表 4: 地域密着型サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 23 年	平成 24 年	比較増減
要支援 1	2 人	2 人	± 0 人
要支援 2	29 人	28 人	△ 1 人
要介護 1	29 人	28 人	△ 1 人
要介護 2	12 人	22 人	10 人
要介護 3	13 人	9 人	△ 4 人
要介護 4	8 人	11 人	3 人
要介護 5	93 人	97 人	4 人
合計			

▼表 3: 居宅サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 23 年	平成 24 年	比較増減
要支援 1	67 人	48 人	△ 19 人
要支援 2	116 人	116 人	± 0 人
要介護 1	177 人	211 人	34 人
要介護 2	170 人	178 人	8 人
要介護 3	82 人	103 人	21 人
要介護 4	66 人	79 人	13 人
要介護 5	41 人	36 人	△ 5 人
合計	719 人	771 人	52 人

▼表 6: 施設種類別受給者数 (3月サービス分)

施設	平成 23 年	平成 24 年	比較増減
介護老人福祉施設 (特養)	93 人	96 人	3 人
介護老人福祉施設 (老健)	150 人	167 人	17 人
介護療養型医療施設 (療養型)	3 人	3 人	± 0 人
合計	246 人	266 人	20 人

▼表 5: 施設サービス受給者数 (3月サービス分)

※入退所の重複等があるため、表6の『施設種類別入所者数』と合わない場合があります

要介護度	平成 23 年	平成 24 年	比較増減
要介護 1	24 人	27 人	3 人
要介護 2	34 人	43 人	9 人
要介護 3	66 人	52 人	△ 14 人
要介護 4	55 人	71 人	16 人
要介護 5	67 人	72 人	5 人
合計	246 人	265 人	19 人

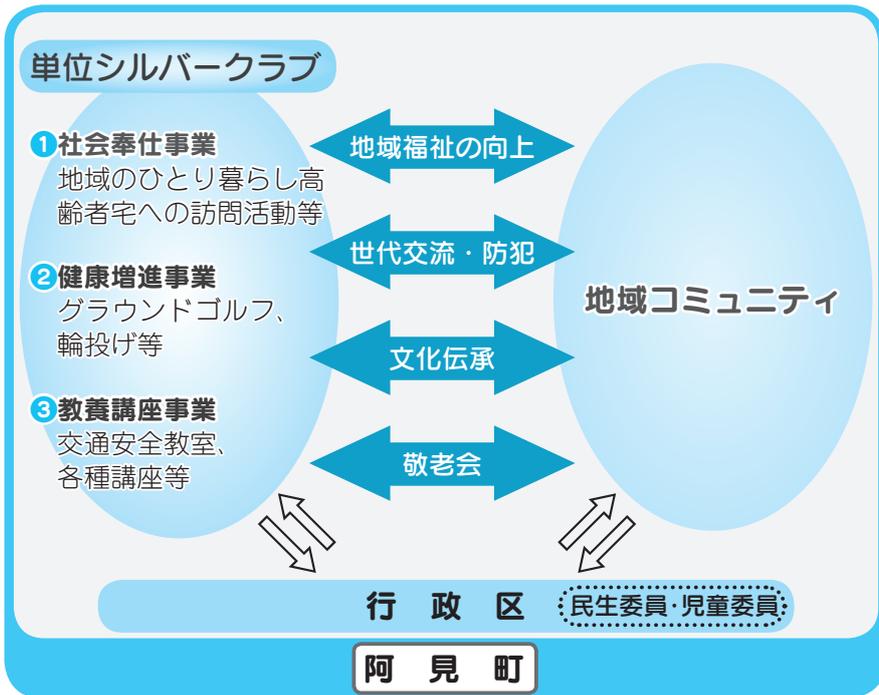
地域で活躍する

シルバークラブ

～シルバークラブの活動と設立を支援しています～



▼行政区における単位シルバークラブ活動



シルバークラブを作りませんか？

現在、町内では32のシルバークラブ、会員総数14000人余りの高齢者の人たちがはつらつと活動しています。町では、行政区ごとに設立される活動している会員数20人以上の単位シルバークラブに対し

て、段階的に補助金を交付することにより、シルバークラブの活動やクラブ設立の支援を行っています。シルバークラブは、行政区を単位として組織され、『健康増進事業』『社会奉仕事業』『教養講座事業』の3つの柱を中心としながら、地域における高齢者の健康・生きがい

会員数	年間補助金額
20人以上 29人以下	30,000円
30人以上 49人以下	48,000円
50人以上	60,000円

■町からの補助金
町シルバークラブ補助金交付要項の要件により、年度の途中からでも左記の補助金を受けることができます。

づくり・社会参加の促進を目的として活動している団体です。また、シルバークラブ活動を行うことで、医療費の抑制、高齢者の閉じこもり防止、災害時の助け合いにおける円滑な連携など、地域福祉の向上を推進することにもつながります。このようなシルバークラブの活動は今後、急速に進む高齢社会において、互いに助け合い支え合う地域社会作りを進めるうえで非常に重要な組織です。

●シルバークラブに関する問い合わせ
●町シルバークラブ連合会 (福祉センターまほろば内)
☎887-13969
●社会福祉課高齢福祉係
888-1111 (161)

●女性の部 (敬称略)
▼優勝：大室正子 (阿見健和会) ▼準優勝：柳生よし (掛馬たちばな会) ▼第3位：菊川道子 (阿見健和会)

●男性の部 (敬称略)
▼優勝：石神五郎 (掛馬たちばな会) ▼準優勝：若松正五郎 (二区北日の出クラブ) ▼第3位：菊川洋征 (阿見健和会)

●グラウンドゴルフ大会が開催されました
5月25日(金)に、町シルバークラブ連合会主催の第14回グラウンドゴルフ大会(24ホール・パー72)が総合運動公園陸上競技場で行われました。当日は、各単位シルバークラブから205人もの参加者がありました。入賞された皆さま、おめでとうございました。

手続きをお忘れなく

児童扶養手当制度

8月は現況届の提出時期です

児童福祉課 ☎888-1111 (167・168)

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

手当額は、児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令が4月1日から施行され、0.3%引き下げられることとなりました。4月以降の手当額（平成24年の定期払い8月分以降）は右表のとおりです。

■手当額（月額）

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,430円	9,780円～41,420円
2人	46,430円	14,780円～46,420円
3人	49,430円	17,780円～49,420円

※3人目以降は1人につき3,000円ずつ加算

児童扶養手当の支給要件

■支給対象

次の①～⑤のいずれかに該当する児童（18歳の年度末まで。ただし、心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳まで）を監護している母、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父、または父母にかわってその児童を養育している人

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める障害のある児童
- ④ 父または母が生死不明な児童
- ⑤ その他（父または母から1年以上遺棄されている児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童など）

■所得制限

所得制限受給資格者、その配偶者または同居（住所地で世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年所得がそれぞれ右表の額以上のときは、手当の全部または一部の支給が制限されます。

▼所得制限限度額

扶養親族数	本人	扶養義務者・配偶者・孤児などの養育者
0人	全部支給：190,000円 一部支給：1,920,000円	2,360,000円
1人	全部支給：570,000円 一部支給：2,300,000円	2,740,000円
2人	全部支給：950,000円 一部支給：2,680,000円	3,120,000円
3人	全部支給：1,330,000円 一部支給：3,060,000円	3,500,000円
4人	全部支給：1,710,000円 一部支給：3,440,000円	3,880,000円
5人	全部支給：2,090,000円 一部支給：3,820,000円	4,260,000円

『児童扶養手当現況届』提出時期

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に、前年の所得と養育関係を確認する『児童扶養手当現況届』を提出することになっています。受給資格者には必要書類を送付しますので、下記期間に手続きをお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても8月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

▼期間：8月8日（水）～22日（水） ※土・日を除く ▼時間：午前8時30分～午後5時15分

▼場所：児童福祉課窓口

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。
暑い日が続きますが、子どもたちは元気いっぱいです。
遊んだあとは、十分な水分補給と休息をとりながら、過ごしたいものですね。
今回のテーマは、『ごっこあそび』です。

24
子育て



つもりになってあそぼう

子どもは、日常生活の中で出来事をまねて遊ぶことが大好きです。身近な大人が電話をしている姿、買い物をしている姿、食事を作っている姿などを見ていることで、遊びへとつながっていきます。

また、玩具がなくても、手を口に近づけて食べるまねやブロックなどをコップにして飲むまねをして「おいしいね」と言うと喜んで遊びます。

この時期は目にしたものになりきって遊ぶ時期なので、わかりやすい言葉と動作の繰り返しをしながら遊んでみてはいかがでしょう。



まねっこあそび

動物や乗り物などの動きをまねて体を動かして遊んでみてはいかがですか。

身近にいる犬や猫、絵本に出てくるウサギ・ゾウなどさまざまな動物の動きをまねて、四つんばいで歩いたり、ピョンピョン跳ねてみたりすると親子で楽しく遊べますね。

また、少し大きめの空き箱があった時には、空き箱を押して歩いたり、中に入ったりして車に乗った気分になって楽しむこともできます。

子どもの動きを言葉にして表現するだけでも、遊びが広がって楽しいひとときが過ごせますね。



洗濯ごっこ

お風呂に入った時に、泡を使ってそばにあるタオルやハンカチなど「ゴシゴシ」と洗ってみてはいかがですか。子どもの大好きな洗濯ごっこができますね。

天気の良い日には、外で大きなバケツやタライなどを利用し「洗濯ごっこ」をすると、水に触れることを心地良く感じながら楽しめます。年齢が大きくなるにつれて、身近な大人のまねをして洗ったものを絞ったり、洗濯バサミを使ってとめて干したりすることもできるようになります。

水に触れることが多くなる時期に、遊んでみると楽しさもふくらみますね。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

納税は、安心・確実・便利な口座振替で！

一度口座振替のお申し込みをしていただければ、翌年もご指定の口座から振替させていただきますので、大変便利です。また、現金を持ち歩く必要もないので安全です。さらに、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく確実に納税することができます。

収納課 ☎888-1111 (147・148)

■ 口座振替のお申し込み方法

町内の金融機関の窓口で申し込む場合は、①通帳②届出印③納付書④本人確認のための運転免許証・保険証などをお持ちください（申込用紙は金融機関窓口に備え付けてあります）。また、役場・うずら出張所でも金融機関の届出印と口座番号の分かるもの（通帳等）をご持参いただければ、お申し込みできます。

■ 納期限内の納税を

税金は、本来定められた期限までに自主的に納税されなければならないものとされています。税金は、福祉・教育・公共事業・公共サービスなどのために必要不可欠な財源です。納期限内の自主納税にご協力ください。

■ 納税相談を随時受付中

事情があって町税を滞納している、または納期限内に納付できないなど、納税に関する相談を収納課でお受けしています。分割納付の相談も実施していますので、電話連絡のうえ収納課窓口までお越しください。

納期限後に納付されるときは、納付までの日数などに応じて延滞金がかかります

■ 延滞金とは

納期限を過ぎてから納付しますと、その遅延した税額および期限に応じて延滞金がかかります。納期限までに納めた人との公平を保つため、地方税の規定により本税に加算して徴収するものです。

※滞納税額が2,000円未満の場合は、延滞金はありません

※滞納税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します

※算出した延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金はありません（100円未満の端数金額は切り捨て）

計算方法	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	年利 4.3%:平成23年11月30日現在の商業手形の基準割合率(0.3%)に年利4%を加えた割合(年利7.3%を上限とする)
	納期限の翌日から1か月を経過する日以降の期間	年利 14.6%

■ 延滞金の徴収について

- 納付された延滞金は、町民税・固定資産税・軽自動車税などの一般税の場合は町の一般会計予算として、国民健康保険税の場合は国保特別会計の予算として使われることとなります
- 延滞金の納付がない場合は、後ほど延滞金の催告書を送付しています。また、分割納付中のため本税優先で納付されている人の場合、本税完納後に延滞金の請求をすることとなります
- 延滞金のみが未納の場合においても滞納処分の対象となります

■ 督促手数料について

納期限を過ぎると、町では『督促状』を送付することとなります。『督促状』が送付された際には、督促手数料（100円）の納付が必要となります。

※納付の確認には日数（7～10日程度）を要するため、行き違いで『督促状』が送付される場合がありますのでご了承ください

納期限内納税者との公平性を保つために

町税滞納者の不動産・預金等を差押えています！

平成23年度差押実績 875件

図書館へようこそ!

開館時間

火～金曜日/午前 9 時～午後 7 時
 ※土・日・祝日は午後 5 時まで
 問い合わせ ☎887-6331

町立図書館では、町民の皆さんの生涯学習のさらなる進展を支援し、質的サービスの向上と安定した運営に努めています。また、図書館サポーターの皆さんにご協力をいただき、地域の皆さんが生きがいをもち、心豊かな生活が送れるよう、協働で運営する図書館づくりを目指しています。どうぞお気軽に図書館にお出かけください。お待ちしております。



■図書館ってどんなところ? ホームページをのぞいてみよう!

図書館では、約 14 万冊ある図書・雑誌・視聴覚資料 (CD や DVD) の閲覧や無料貸出をしています。ホームページ上で簡単に図書や CD の検索ができます。また、登録をすれば、インターネットで予約することもできます。ぜひ図書館のホームページ (http://www.town.ami.ibaraki.jp/toshokan/ami-library_index.htm) をのぞいてみてください。

▼2012 年上半期の人気図書ベスト 3 をご紹介します

今年の上半期に、みなさんによくご利用いただいた図書や雑誌をご紹介します。

一般向け/小説・エッセイ	
単行本	文庫本
ナミヤ雑貨店の奇蹟 (東野圭吾著 角川書店)	古着屋総兵衛影始末 シリーズ (佐伯泰英著 新潮社)
マスカレード・ホテル (東野圭吾著 集英社)	居眠り磐音江戸双紙 シリーズ (佐伯泰英著 双葉社)
舟を編む (三浦しをん著 光文社)	酔いどれ小藤次留書 シリーズ (佐伯泰英著 幻冬舎)
一般向け/その他	
児童向け	郷土資料
うちの3姉妹 シリーズ (松本ぷりっつ著 主婦の友社)	茨城歴史探訪ウォーキング (ジェイアクト著 メイツ出版)
人生がときめく片づけの魔法 (近藤麻理恵著 サンマーク出版)	ごじゃっぺディア (青木智也著 茨城新聞社)
「空腹」が人を健康にする (南雲吉則著 サンマーク出版)	阿見町史 (阿見町史編さん委員会編 阿見町)
ウサコフレレンズ シリーズ (学研)	
ミッケ! シリーズ (ウォルター・ウィック写真 小学館)	
かいつソロリ シリーズ (原ゆたかさく・え ポプラ社)	

■読書のほかにもいろいろな企画がいっぱいです

ボランティア団体や地域の皆さんが企画したさまざまなイベントを開催しています。「図書館だより」や「あみ★ライブラリー」で毎月のイベントをご紹介しますのでご覧ください、ご参加ください。

- ▼講演会や講座・教室 夏休みや生涯学習フェスティバルに合わせて、出前講座や記念講演会などさまざまなイベントを企画しています
- ▼乳幼児向け読み聞かせ 1階おはなしコーナーでボランティアの皆さんが、毎月第1日曜日に『かみしばい会』、毎週火曜日に『絵本の読み聞かせ』などを行っています。赤ちゃんからご参加いただけます
- ▼ギャラリー展示会 地域の皆さんが創作した絵画や写真などの作品の展示会が2階ギャラリーで行われています



▲「福園久子油絵展」

■『赤ちゃんタイム』を試行的に実施します!

赤ちゃんと一緒に図書館で過ごしてみませんか? 赤ちゃんの泣き声を気にして利用をためらっていた育児中の人に、安心して本を選んでいただける時間を設けました。ぜひご利用ください。

また、他の利用者の皆さんには、赤ちゃんの図書館デビューを温かく見守っていただければと思います。

- ▼実施日時 8月から平成25年3月までの毎月第3火曜日、午前10時～正午

■DVDの館外貸出を始めました!

7月1日から、教育的内容の資料(約200点)を中心にDVDの館外貸出を始めました。ぜひご利用ください。

貸出の開始に伴い、視聴覚資料(CD・DVD)の貸出について、次のように変わります。

- ▼貸出期間 7日間
- ▼貸出点数 CD・DVD合わせて3点

阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

『広報あみ』6月号から、阿見町を拠点に地域貢献・社会貢献活動を展開するNPO・ボランティア団体、いわゆる「町民活動団体」の情報を紹介するコーナーがスタートしました。町民活動センターでは、以下の要件に該当する町民活動団体からの掲載情報を募集しています。紙面構成の都合上、ご希望どおりに掲載できない場合もありますが、まずはお気軽に町民活動センターへご相談ください。

【情報掲載可能な団体の要件】

- ▼社会貢献・地域貢献を主目的に活動していること
- ▼行政に事務局などを置かず、活動・会計処理などについて自立・独立していること
- ▼団体の所在地が町内にあること（活動を町外で展開されていても構いません）
- ▼政治・宗教または営利を目的としていないこと
- ▼暴力団など関係するものでないこと

NPO 法人 アニマルセラピー協会

社会的弱者（高齢者や障がい者など）に対して、動物たちを活用して、心が安らぐ楽しい時間を提供したい！そんな思いを抱き、活動を始めました。私たちは、人も動物たちも幸せな時間を過ごせるようにと配慮してアニマルセラピーを実践しています。愛すべき動物たちと一緒に楽しく社会貢献するアニマルセラピーに、共にたずさわってくださる皆さんからのご連絡をお待ちしています。



▲高くても飛べるよ



▲マテが基本

●今後の活動（8月～10月）

- ▼病院でのアニマルセラピー
- ▼知的障がい者施設アニマルセラピー
- ▼精神障がい者アニマルセラピー
- ▼高齢者施設アニマルセラピー
- ▼動物愛護フェスティバル参加
- ▼犬のトレーニング勉強会



▲動物愛護フェスティバル参加常連犬。子どもやほかの犬も集まり、楽しい一日を過ごします



▲おばあちゃん大好き



▲高齢者施設では、大型・中型・小型の犬や猫が参加。ふれあい・散歩・ボール投げなどしています

アニマルセラピーとは…動物（イヌやネコなど）との関わりによって人の健康の質を向上させようとする方で、高齢者の健康づくりなどに効果的と考えられています。主に高齢者施設に入所されている人などを対象に実施されています

- 問い合わせ NPO 法人アニマルセラピー協会 ☎ 080-5529-9517 または 080-6559-9517
▼Eメール: entrance@npo-animaltherapy.org 《会員募集中 / ボランティア募集中》

■町民活動団体（NPO 法人・ボランティア団体）から ～参加者を募集しています～

●くればすの会「ふれあいお話し会」

「生の声を通して温かい心とくじけない強さを子どもたちに伝えたい」という思いから、絵本の読み聞かせ・紙芝居・ペープサート（紙人形劇）などの活動をしています。

期 日 月に1回（いずれかの日曜日）

時 間 午後2時～3時

場 所 本郷ふれあいセンター和室

問 合 せ くればすの会 ☎ 841-4868

広い畳の部屋で、ゆったりした気分で、絵本の世界に浸るのは、大人にとっても楽しいひとときだと存じます。入場は無料ですので、お気軽にお越しください。



●NPO 法人いばらき IT 普及協議会「IT ボランティア講座」

あなたの IT スキルを生かしてみませんか？

この講座では、IT ボランティアとしての活動に必要な知識や技術を身につけられます。

IT スキルに自信のない人でも受講可能です。

期 日 毎月第二土曜日

時 間 午後2時30分～3時30分

場 所 町民活動センター

問 合 せ 町民活動センター ☎ 888-2051

活動センターでは、地域貢献・社会貢献活動を展開している団体からの、広報あみへの掲載希望情報を募集しています。紙面構成の都合上、ご希望どおりに掲載できない場合もありますが、まずはお気軽に町民活動センターへご相談ください。

■活動報告コーナー

町民活動センターにおいて開催される「えんぴつ画講座」をきっかけとして発足したグループ「かい」によるグループ展が、町立図書館2階ギャラリーで6月22日（金）～28日（木）に開催されました。

自らの社会貢献の一環としてえんぴつ画を教えたいと「和田工房」の和田先生が町民活動センターを訪れたのが、平成21年。講座参加を通じて作品づくりを続けてきた皆さんが、先生の強い熱意に後押しされ、作品発表の機会としたのがこのグループ展です。昨年第1回目の開催に続き、第2回目の開催となった今回は、前回よりさらにレベルアップした作品が発表されました。

開催期間中200人以上の人に来場いただき、大変好評でした。また期間中は天田町長も足をお運びくださり、「かい」グループ全員感激でした。

60～80歳代のメンバーですが、年齢に関係なく精力的に作品を作成できる「場」として、また和田先生にとっても教えることの喜びを感じることでできる「場」として、活動センターを利用していただいています。



■町民活動センターから

身近なところで直面した社会的な問題や課題を何とかしたい

自分のこれまで培ってきた知識や経験、好きなことを何らかの形で生かしたい

そんな風に思っただけでも、具体的にどうしたら良いかわからないという人は意外と多いのではないのでしょうか。

そんな時におすすめするのが、まずは今ある NPO・ボランティア団体の活動に参加してみるということです。共感できる目的を掲げる団体の活動に触れることで、これから関わっていきたい活動や自分の能力・経験を生かせる部分がより鮮明になることもありますし、後に自分で活動を立ち上げていこうと思った際にも、その活動参加の経験が必ず生きるはずですよ。

このコーナーでの紹介がきっかけで、このような町民活動団体の存在や町民活動そのものが皆さんにとって身近なものになったらと思っています。また、町民活動センターでは個別に活動相談にお応えしています（要予約）。まずは、お気軽にお電話などでお尋ねください。

『阿見町協働の指針』 を策定します

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-273)

これまでも何度か「協働」について広報あみ紙面に記事を掲載し、その必要性についてお伝えしてきたように、現在町では、行政主体のまちづくりから「協働」によるまちづくりへの転換を積極的に図っているところ
です。

しかし、一方で、阿見町においては、「協働」をおこなっていくうえでの統一的なルールや、どのように「協働」を取り入れていくのかという方法を示した、いわゆる「指針」が存在しないという問題がありました。

そこで、今年度、町民活動推進課を事務局として「阿見町協働の指針検討委員会」を立ち上げ、町民活動団体（NPO 法人・ボランティア団体）や区長会などから公募・推薦された 10 人の委員の皆さんと協議しながら、『阿見町協働の指針』を策定していくこととなりました。

去る、6 月 26 日（火）には第 1 回検討委員会が開催され、委員の委嘱・任命や委員長および副委員長の選出がおこなわれるとともに、事務局から委員に対して指針策定の必要性について説明がおこなわれました。

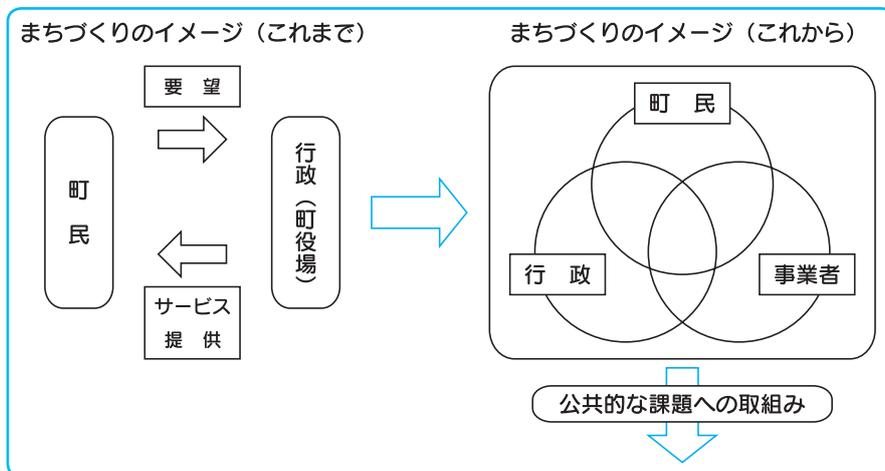
また、本委員会のアドバイザー的な役割を務めていただく長谷川幸介委員（茨城大学生涯学習教育研究センター准教授）からは、各委員における協働への理解を高めることを目的として、協働が必要となった社会的背景や協働を進めていくうえで一般的に課題とされているポイントなどについてお話をいただきました。



▲第 1 回検討委員会の様子



▲長谷川委員による「協働」解説



今後、今年度中の指針策定を目指して定期的に委員会を開催し、協議を進めてまいります。なお、策定途中の段階においても、委員会の協議内容・経過などについては随時町ホームページや広報あみを通じて皆さんにお知らせし、委員以外の町民の皆さんとも情報共有を図りながら指針づくりを進めていきたいと考えています。

安心・安全な生活の ために防犯対策を

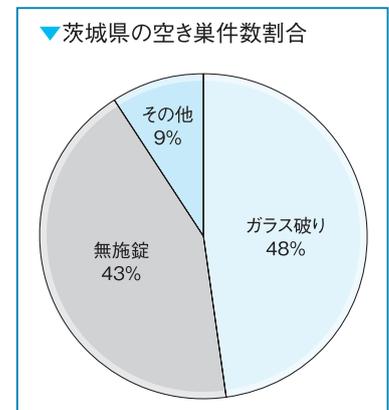
交通防災課 ☎888-1111 (276-277)

安全・安心な生活のために、防犯意識・防犯対策を欠かすことはできません。常日頃、防犯意識をもって、その予防・対策に取り組み、皆さんで犯罪のないまちづくりを実現しましょう。

「空き巣」多発！ 茨城県の空き巣認知件数全国ワースト1位

平成23年中茨城県の空き巣認知件数1,974件は人口比（人口10万人あたり）発生件数全国ワースト1位です。盗難被害にあわないためにも、常に防犯意識をもって生活することが重要で大切なことです。

※空き巣とは、家人などが不在の住宅内に侵入し、金品を盗む手口を言います。ドロボーの侵入の方法は、「ガラスを破る」「鍵をかけていない家を狙う」が9割を占めています



●必ず鍵をかけましょう！

- おでかけ前の鍵確認！
（平成23年中空き巣被害の42.6%は無施錠でした）
- ちょっとした間でも鍵をかける！
（短時間の外出でも必ず鍵をかけて）
- 小窓の鍵も忘れずに！
（ドロボーは、小窓からでも侵入することがあります）
- 在宅時でも鍵をかける！
（鍵をかけないまま就寝・入浴、その間にも侵入されることがあります）

●防犯対策をしましょう！

- 防犯フィルムを貼る
- 防犯合わせガラスに交換する
- 補助錠などを付ける
- 家の周囲にセンサーライトを取り付ける
- 長期間留守にする時は、ご近所に一声かける。また、新聞などの配達を停止する

●被害にあってしまった場合は

- すぐに警察に通報しましょう
- 通帳・クレジットカード・携帯電話などが盗まれた場合には、悪用されないように、すぐに金融機関・カード会社・電話会社などに連絡してください
- 自宅の鍵なども一緒に盗まれた場合には、鍵を交換するなどの対策もあわせて行いましょう

「忍び込み」注意！

不在時に侵入する「空き巣」に対して、「忍び込み」とは、住人が就寝時に住宅に侵入し、金品を盗む犯罪です。不在時に侵入する「空き巣」に対し、「忍び込み」の犯罪率は低いですが、絶対に油断は禁物です。「忍び込み」は家に家族がいる時に侵入してくるので、物音に気がつき犯人と鉢合わせしてしまい、命まで危険にさらされてしまう最悪の事態にもなりかねません。

夜は早めに戸締まりをして、窓を開けたままで寝ないこと。窓の下・壁際などに足場になる箱や台などを置かない。財布やバッグ、貴重品を居間などに置いたままにしないなど防犯対策を心掛けましょう。

「車上ねらい」注意！

夏は、家族や友達と車で出かける機会が増える季節です。旅行先の駐車場などで「車上ねらい」の被害が多発します。「車を離れるときは、必ず鍵をかける」「貴重品や現金を車の中に置かない」「荷物などは外から見えないところに置く」「車の窓は必ず閉める」など防犯対策を心掛け、楽しい旅の思い出をつくりましょう。

放射線の状況をお知らせします

放射能対策室 ☎888-1111 (127)

放射線の定期測定

毎月2回、子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。6月の測定結果については、次のとおりです。

単位：マイクロシーベルト毎時

施設名	第26回(測定日6月4日~7日)						第27回(測定日6月17日~21日)					
	屋 内			屋 外			屋 内			屋 外		
	床上 0cm	床上 50cm	床上 1m	地上 0cm	地上 50cm	地上 1m	床上 0cm	床上 50cm	床上 1m	地上 0cm	地上 50cm	地上 1m
阿見小学校	0.090	0.083	—	0.087	0.088	—	0.069	0.068	—	0.101	0.103	—
実穀小学校	0.090	0.085	—	0.181	0.178	—	0.077	0.084	—	0.163	0.165	—
吉原小学校	0.092	0.078	—	0.151	0.103	—	0.066	0.087	—	0.160	0.102	—
本郷小学校	0.084	0.089	—	0.156	0.139	—	0.087	0.088	—	0.160	0.151	—
君原小学校	0.072	0.079	—	0.144	0.127	—	0.063	0.079	—	0.135	0.137	—
舟島小学校	0.083	0.080	—	0.163	0.156	—	0.088	0.076	—	0.140	0.152	—
阿見第一小学校	0.081	0.084	—	0.149	0.144	—	0.084	0.086	—	0.167	0.153	—
阿見第二小学校	0.082	0.081	—	0.108	0.111	—	0.092	0.075	—	0.137	0.106	—
阿見中学校	0.092	—	0.092	0.135	—	0.134	0.084	—	0.086	0.145	—	0.133
朝日中学校	0.100	—	0.088	0.146	—	0.139	0.096	—	0.083	0.139	—	0.132
竹来中学校	0.084	—	0.087	0.131	—	0.114	0.096	—	0.083	0.134	—	0.116
霞南至健中学校・霞ヶ浦高校	0.090	—	0.092	0.090	—	0.097	0.100	—	0.085	0.096	—	0.098
霞ヶ浦聾学校	0.078	0.087	0.088	0.168	0.177	0.167	0.089	0.087	0.085	0.136	0.153	0.153
ふたば幼稚園	0.081	0.061	—	0.141	0.157	—	0.066	0.066	—	0.164	0.163	—
阿見みどり幼稚園	0.053	0.058	—	0.126	0.104	—	0.069	0.067	—	0.129	0.117	—
荒川沖幼稚園	0.085	0.088	—	0.150	0.137	—	0.085	0.084	—	0.146	0.138	—
阿見幼稚園	0.075	0.079	—	0.174	0.175	—	0.090	0.094	—	0.171	0.162	—
中郷保育所	0.083	0.082	—	0.094	0.097	—	0.085	0.095	—	0.099	0.092	—
南平台保育所	0.082	0.088	—	0.120	0.096	—	0.071	0.068	—	0.103	0.089	—
二区保育所	0.085	0.084	—	0.165	0.145	—	0.081	0.084	—	0.163	0.141	—
学校区保育所	0.062	0.064	—	0.113	0.096	—	0.055	0.060	—	0.126	0.102	—
あゆみ保育園	0.063	0.053	—	0.134	0.124	—	0.066	0.061	—	0.128	0.123	—
阿見ひかり保育園	0.087	0.081	—	0.154	0.158	—	0.089	0.095	—	0.165	0.159	—
学校区児童館	0.069	0.071	—	0.143	0.123	—	0.085	0.090	—	0.150	0.128	—
二区児童館	0.083	0.084	—	—	—	—	0.088	0.072	—	—	—	—
総合運動公園(陸上競技場)	—	—	—	—	0.163	0.192	—	—	—	—	0.195	0.204
総合運動公園(野球場)	—	—	—	—	0.125	0.126	—	—	—	—	0.139	0.131
霞ヶ浦平和記念公園	—	—	—	—	0.222	0.222	—	—	—	—	0.210	0.196
ゆりの木公園	—	—	—	—	0.148	0.150	—	—	—	—	0.167	0.168
岡崎ふれあい公園	—	—	—	—	0.227	0.228	—	—	—	—	0.224	0.220
うずらの公園	—	—	—	—	0.156	0.117	—	—	—	—	0.105	0.105
本郷近隣公園	—	—	—	—	0.210	0.211	—	—	—	—	0.218	0.214
平均値	0.081	0.078	0.089	0.138	0.144	0.158	0.081	0.079	0.084	0.140	0.144	0.156

◎放射線測定 ▼使用機器：環境放射線モニタ ▼測定値：5回測定の平均値 ▼測定放射線：ガンマ線
※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で±10%程度の誤差が生じることがあります

◎シーベルトとは…放射線が人体にどれだけ影響を与えるかを表す単位です
1ミリシーベルト = 1,000 マイクロシーベルト

町の農産物について

町内産農産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。5月28日～6月29日の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果（合計 75 検体）

（ ）内は測定検体数

項目	検査品目
不検出	青ウリ、イチゴ(2)、インゲン豆、梅(2)、カボチャ(2)、絹サヤエンドウ、キャベツ(2)、キュウリ(4)、小玉スイカ、小松菜、ジャガイモ(18)、スイカ、スナップエンドウ、ソラ豆(2)、大豆、タケノコポイル、玉ネギ(3)、ツルナ、トウモロコシ(2)、トマト、ナス、ニンニク、ネギ、ハグラウリ、葉ショウガ、フキ(3)、ブドウ、プラム、ブルーベリー(3)、麦、メロン(2)、ヤングコーン、ワラビ
基準値内のもの	梅(3)、シソ、真竹タケノコ(2)
基準値を超えたもの	ペパーミントの葉、干シイタケ、オリーブの葉

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね 25 ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100 ベクレル毎キログラムです

◎食品放射能測定システムの申込方法

農業振興課の窓口またはお電話（☎ 888-1111 内線 183）でご予約ください。測定は無料です。

◎ベクレルとは…ヨウ素やセシウムが放射線を出す能力を表す単位です

東京電力へ損害賠償請求をしました

稲敷地区 6 市町村放射能対策協議会は、平成 24 年 3 月 31 日までに要した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能対策経費のうち、国補助金等により補てんされない経費を損害賠償として 6 月 25 日に東京電力に請求いたしました。

当日は、池辺会長（牛久市長）から本多福島原子力補償相談室茨城補償相談センター所長へ損害賠償請求書が手渡されました。

- 6 市町村の請求総額…185,213,632 円
- 6 市町村の構成…阿見町・牛久市・龍ヶ崎市・稲敷市・美浦村・利根町



放射線量の計算（積算）の仕方

屋外において、自然放射線量も含めた放射線量が 1 時間あたり 0.23 マイクロシーベルト以下であれば、追加被ばく線量は年間 1 ミリ（1,000 マイクロ）シーベルト以下になるという計算例を示します。

- ▼現在の仮定値 屋外の放射線量 0.23μSv/時（マイクロシーベルト毎時）
- ▼平常時 屋外の放射線量 0.04μSv/時（マイクロシーベルト毎時）
※屋内にいることによる低減率は 0.4（6 割低減）とします
- ▼生活パターンの想定 屋外で 1 日 8 時間過ごす
屋内で 1 日 16 時間過ごす

$$\left. \begin{array}{l} \text{屋外 } (0.23 \mu\text{Sv/時} - 0.04 \mu\text{Sv/時}) \times 8 \text{ 時間} \\ + \\ \text{屋内 } \{ (0.23 \mu\text{Sv/時} - 0.04 \mu\text{Sv/時}) \times \text{低減率 } 0.4 \} \times 16 \text{ 時間} \end{array} \right\} \times 365 \text{ 日}$$



年間 998.64 マイクロシーベルト

※これは計算例ですので、実際には各人の生活空間の放射線量や生活パターン（屋外・屋内の滞在時間）の値に置き換えることにより、放射線量を計算（積算）します

まちをきれいに

環境政策課 ☎888-1111 (116)

平成 24 年度町環境保全功労者を紹介します

町では、町環境保全功労者褒賞規定に基づき、毎年区長さんから推薦をいただいた個人・団体を対象に、環境保全運動に顕著な功績があった人を表彰しています。

今年度は2団体と2人の皆さんが受賞されましたので、ご紹介します。



◀ 浅井和雄氏

5年間継続して、区内の資源ごみの分別収集に積極的に取り組み、また、区の花壇の草刈りを行い、環境保全に貢献されました。



◀ 鳥居修之氏

平成9年から現在まで福田環境委員会長として活躍し、福田地区汚水浄化施設設置事業に貢献されました。また、区内の環境保全運動を指導して、環境保全に貢献されました。

▶ 『追原環境保全組合』の皆さん

組合構成員による花壇の管理・除草・花植えなどを行いました。また、通学路等のゴミ拾いや除草を行い、環境保全に貢献されました。



▲ 『吉原福寿会』の皆さん

平成元年に設立されてから継続して鹿島神社の清掃を毎月1回行って、環境保全に貢献されました。



※受賞者の皆さん、いつも住み良いまちづくりのためにご尽力いただきありがとうございます！

猫は室内で飼うように心がけましょう

猫は室内のみでも十分に快適に暮らすことができます。

これまで屋内外を自由に入出入りしていた猫でも、室内にトイレ等を設置して環境を整えれば、室内飼育に切り替えることは可能です。交通事故や失踪、感染症などから猫を守るために、また近隣への配慮としても、室内飼育を心がけましょう。

室内飼いが困難な場合は、不幸な命をつくらないために、避妊去勢手術を必ず行うようにしましょう。

また、犬や猫などの愛護動物を遺棄した場合は、50万以下の罰金が科せられます。絶対にやめましょう。



外は危険がいっぱいだから家の中で飼ってね

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時~午後5時

- 8月13日(月)は、休まず開館します
- 8月15日(水)は、終戦記念日のため観覧料が無料になります

第2回夏季特別展『回天』開催

人間魚雷『回天』による特別攻撃作戦には、土浦海軍航空隊の甲飛13期生からもたくさんの隊員が選ばれています。回天の実物大模型やコックピット模型、隊員の遺品などから、戦争や特攻作戦について考えていただく展示です。

- ▼期日:10月28日(日)まで
- ▼場所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展・特別展を合わせた金額です/大人600円(480円)、小中高生350円(280円)
※()内は20人以上の団体および各種割引カード提示による割引料金



▲回天(訓練用)

元回天搭乗員講演会開催

回天搭乗員の訓練は山口・大分の4基地で行われ、隊員は、出撃したり国内基地隊に配属になったりとさまざまでした。当時回天の搭乗員として訓練を受けた人に、その様子や戦争に対する思いをお聞きます。

- ▼期日:8月26日(日)・9月30日(日)
- ▼時間:各日とも午後2時から
- ▼場所:かすみ公民館
- ※お問い合わせは予科練平和記念館へお願いします

『おじいちゃんに聞こう! 阿見の昔のはなし』開催

昔の阿見町はどんなところだったのかな? 予科練ってどういうところ? 町の歴史や予科練について、ものしりおじいちゃんが教えてくれます。夏休みの宿題を相談したい小中学生や、歴史を知りたい大人の人もぜひご来場ください。元予科練生の体験談もお聞きいただけます。

- ▼期日:8月11日(土)・25日(土)
- ▼時間:各日とも①午前10時~正午②午後2時~4時 ※ものしりおじいちゃんは各日2人ずつ待機
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼その他:入場無料

※来場者の状況により順番にお待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください
※元予科練習生の体験談は、8月25日(土)の予定です

いどうとしゃかん開催中

予科練平和記念館のラウンジにミニ図書館が出現します。おとなも子どもも楽しめる町立図書館のおすすめ絵本を、涼しいラウンジでゆっくりご覧ください。ラウンジへは無料でお入りいただけます。

◎学芸員のつぶやき

終戦から67回目の夏がめぐってきました。みなさんはどのようにお過ごしになる予定でしょうか。予科練平和記念館の特別展『回天』をご家族でご覧いただき、パートナーやお子さん、お孫さんたちと命の大切さについて話してみませんか。

▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

まちのできごと

JABバンクから 補助教材寄贈

4月9日、JABバンクから「JABバンク食農教育応援事業」として、小学生向け補助教材が町に贈呈されました。補助教材は、食農教育教材『農業とわたしたちのくらし』およびその教師用指導書です。

町内の小学校に配布し、高学年の児童に農業についての理解を深めてもらうよう活用させていただきます。



4月9日

『茨城の名手・名歌手たち』オーディション合格

5月6日に水戸市の水戸芸術館コンサートホールATMで行われた、若手音楽家の登竜門として知られる『茨城の名手・名歌手たち』の第22回出演者オーディションにおいて、町在住の長美奈子さんが声楽部門で合格され、町長への報告のため来庁されました。長さんは、11月17日に同ホールで開催される本演奏会に出演されます。



6月7日

『文化財展示ケース』寄贈

土浦市在住の高森長助さん（写真中央）から、文化財展示ケース（約50万円相当のスタンド式展示ケース）が寄贈され、6月28日に町長から高森さんに感謝状が授与されました。

展示品は、町内で出土した「仮名文字入り坏」で、平安時代のかな文字が書かれた墨書土器は、地方へのかな文字普及を知るうえで重要な資料です。このたびの寄贈により、現物を展示できるようになりました。9月まで役場1階ロビーで公開しています。また、10月以降は中央公民館で展示する予定です。



6月28日

『町への寄附』

4月13日、町在住の故山中正夫さんの親族から町に現金の寄附がありました。

町では、山中さんのご遺志に沿い、寄附金を文化財保護基金に積み立て、文化財保護に係る事業に有効に活用していきます。

アジアテコンドー大会で第3位

町在住の戸島皇継さんが、4月27日から29日にかけてドゥシャンベ（タジキスタン）で開催された、第6回アジアテコンドー選手権大会男子4段トウル（型）に出場し、第3位という成績を収めました。



4月27日～29日

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建業業知事免許（般-19）第22375号 【本 社】阿見町美穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォームのことなら 増改築相談員のいる当店へ!!

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...
 費用はどれ位かかるんだろう...など
 住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。
 増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

屋根材 **T-ルーフ**
 美しいデザイン・雨音が静か
 軽いから地震に強い
 丈夫で優れた耐久性
 リフォームにも最適
詳しくはお問合せ下さい。

茨城県知事免許（4）第5548号
(有)美都ツ和ワ 阿見町中央 1-5-32
 TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

『ウォーキング入門教室』開催

ウォーキングに関心があるけれど、どのように始めたらいいのかわからない人を対象として、初心者向けのウォーキング教室を開催します。
ウォーキングで健康づくりを始めてみませんか？

▼期日 ①9月5日(水)②12月3日(月)

▼時間 午前9時～正午

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 ①体力測定▼ウォーキングの基礎知識に関する講話▼3 km程度のウォーキング

②体力測定(初回教室後の2か月間にご家庭でウォーキングを実践した効果を測定)▼3 km程度のウォーキング

※体力測定項目:肺活量の測定・持久力の測定・脚の筋力の測定

▼対象 ウォーキングに興味のある健康な人で、原則として両日参加できる人

▼募集人数 50人(申込多数の場合は抽選)

▼参加料 無料
▼持参品 歩数計・タオル・帽子・飲み物など

▼申込期間 8月17日(金)まで

▼申込方法 電話または直接左記へ申し込む

▼問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

『介護教室』受講生募集

(火)

▼期日 ①8月24日(金)②28日

▼時間 午後1時30分～3時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 ①高齢者の皮膚疾患(かゆみのケアについて)②介護の備えとは? (健康体でいられるために)

▼講師 ①金井貴子氏(かない皮フ科院長)②三好一弘氏(NPO法人阿見アスリートクラブトレーナー)

▼対象 町内在住・在勤で、介護に関心のある人

▼募集人数 各30人程度
▼参加料 無料

▼申込期間 8月17日(金)まで
▼申込方法 電話で左記に申し込む
▼問合せ 町地域包括支援センター ☎887-8124

阿見棋友会から

『納涼将棋大会』参加者募集

▼期日 8月19日(日)

▼時間 ▼受付:午前9時から
▼対局:10時から▼解散:午後5時

▼場所 中央公民館2階和室
▼参加料 ▼一般:1500円
▼会員:1000円▼中学生以下:600円(食事代含む)

▼問合せ 阿見棋友会 野口 ☎887-6581

建築物を建築される人へ

『完了検査制度』

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けることとなります。この検査は、建築物の強度や避難等の基本的な性能について、建築基準法による関係規定への適合を法定機関が現地において確認するものです。検査を受けるためには、工事完了時に『完了検査申請書』を管轄の行政機関または指定確認検査機関へ提出してください。

また、検査後に交付される『検査済証』は、建築物の安全性等

が確認された適合建築物の証であり、建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

▼問合せ 県南南県民センター 建築指導課 ☎822-7074

『弁護士による無料法律相談』開催

町消費生活センターでは、消費生活に関する相談や多重債務などでお困りの人を対象に、無料法律相談会を開催します。

当日は、弁護士と消費生活相談員が同席して相談に応じます。相談料は無料ですので、この機会にお気軽にご相談ください。

▼期日 8月29日(水)

▼時間 午後1時～4時(1人30分程度・予約制)

▼場所 役場3階302会議室

▼対象 原則、町内在住・在勤の人。次のいずれかに該当する場合、受付できません▼同じ相談を継続して希望する人

▼現在調停または裁判中の人

▼募集人数 4人(定員で締切)

▼申込方法 電話または直接左記へ申し込む

▼問合せ 町消費生活センター ☎888-11871 ※土・日・祝日を除く午前9時～正午および午後1時～4時

〈広告欄〉

あなたはもっと飛躍できる

＜オープンスクール＞ 7月28日(土) 8月 4日(土)
8:30AMより本校にて 8月 5日(日) 8月30日(木)

※8月25日は部活動体験会

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

たくましさと優しさを共に育てる。

＜オープンスクール＞ 8月18日(土)

10:00AMより本校にて

※本校ホームページよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

お知らせ

Information

『全国消防操法大会』 応援募集

10月7日に開催される全国消防操法大会に、町消防団が県代表として出場します。

つきましては、皆さんの応援をいただきたく、参加者を募集します。当日は、観光バスを貸し切り会場に行きます。

▼日時 10月7日(日)午前7時
出発(6時50分に総合保健福祉会館西側臨時駐車場集合)
▼会場 東京臨海広域防災公園
(東京都江東区)

▼参加料 1500円(昼食代)
▼申込期間 9月7日(金)まで
▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼問合せ 町消防本部総務課 ☎887-0119

『親子一泊ふれあい研修』参加者募集

社団法人県母子寡婦福祉連合会では、「県立児童センターこどもの城」に一泊し、うどん打ちやものづくりなどの楽しい体験をしたい母子家庭の親子を募

集しています。

県内の親子が一同に集まり交流を図る良い機会ですので、皆さんの参加をお待ちしています。

▼日時 9月29日(土)午後1時～30日(日)午後1時

▼場所 県立児童センターこどもの城(大洗町磯浜町)

▼対象 母子家庭の母と子(保育園年長児)・中学校2年生まで

▼募集人数 100人程度

▼参加料 無料

▼申込期間 8月20日(月)まで

▼申込方法 児童福祉課に電話または直接申し込む

▼その他 現地集合・現地解散となります

▼問合せ (社)県母子寡婦福祉連合会 ☎029-1221-7505

▼町児童福祉課 ☎888-1111(168)

『福祉・介護職場就職相談会』開催

福祉・介護職場への就職を希望する人を対象に、就職相談会を開催します。福祉の仕事への

就職や資格習得などの相談を県社会福祉協議会のキャリア支援専門員がお受けします。

▼期日 ①8月24日(金) ②9月28日(金)

▼時間 午後1時30分～4時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼参加料 無料

▼申込方法 各期日の前日までに、電話で左記に申し込む

▼問合せ 県社会福祉協議会 福祉人材センター ☎029-244-4544

身体障害者のための無料結婚相談・各種相談

社団法人県身体障害者福祉協議会では、県からの委託・補助を受けて、身体に障害のある人たちがよき配偶者に恵まれ幸せな結婚ができるように、無料の「結婚相談」や、就労や生活上の全般の相談を受ける「総合相談所」を開設しています。

「結婚相談」は、結婚を希望する身体障害者や身体障害者との結婚を希望する健全者に結婚登録をしていたいただき、その後に交流会や見合いの場を設定し、自由交際後に婚約という流れで進められます。

また、「各種相談」は、身体障害者の就労問題をはじめ生活全般の問題について相談のり、適切なアドバイスや相談内容に応じて必要な支援制度・機関を紹介しています。

▼相談日時 毎週月曜日から金曜日の午前10時～午後3時(土・日・祝日、年末年始は除く) ※結婚相談は要予約

▼問合せ (社)県身体障害者福祉協議会 ☎029-1243-7010

『再生可能エネルギー発電促進賦課金』減免

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されました。

本制度により買取に要した費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、平成24年8月分の電気料金から電気料金の一部としてご負担いただくこととなりますが、東日本大震災で著しい被害を受けた人につきましては、一定の期間賦課金の支払いが免除される減免措置があります。

詳しくは、左記にお問い合わせください。

▼問合せ 東京電力(株)茨城カスタマーセンター ☎0120-995-1332

〈広告欄〉

阿見みどり幼稚園

★入園説明会のご案内★



9月11日(火) 10:30~12:00

・対象園児 3年保育(H21.4.2~22.4.1生)
2年保育(H20.4.2~21.4.1生)



皆様のお越しをお待ちしております。尚、当日ご都合の悪い方はご連絡下されば募集要項をお送りします。

★終了後自由にご見学下さい。★上履きをご持参下さい。★お問い合わせ先 阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471

はかりの定期検査

取引または証明に使用する特定計量器は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。

町においても、左記のとおり定期検査を実施しますので、必ず受検するようにしましょう。

▼期日 ①9月12日(水) ②13日(木)

▼時間 午前10時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く

▼場所 役場北口行政バス車庫

▼検査対象 ▼病院・調剤薬局などで薬の調剤に使用▼保健センター・病院・学校・社会福祉施設・幼稚園・保育園の健康診断(体重計)使用▼給食センターなどで食材の購入のために使用(調理の過程での使用は除く)▼工場・事業所などの原材料の購入・製品の販売出荷のために使用▼農産物の売買・出荷のために使用▼スーパー・商店で量目を表記した商品の売買に使用▼運送業者などが貨物の運賃算出などに使用(宅配便取次店を含む)※飲食店・商店・事業所などで原材料の調合に使用するもの、個人が健康管理のために使用するものは含みません

▼持参品 ▼印鑑▼手数料(1台につき520円)▼3000円程度)▼受検通知はがき▼

はかり(分銅・おもりも必ず持参)

▼その他 計量士による巡回検査の制度もあります。詳細は左記にお問い合わせください

▼問合せ ▼県計量検定所 ☎029-222-12763 ▼(社)県計量協会 ☎029-1225-7973 ▼町商工観光課 ☎888-1111(171)

被災者のための新しい法律サービス開始

平成24年3月23日に、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が成立し、4月1日に施行されました。法テラスでは、施行日から3年間にわたり「東日本大震災法律援助事業」を実施しています。

東日本大震災に際し、災害援助法が適用された市町村(阿見町は適用対象地域となっており)に平成23年3月11日に自宅や営業所などがあった人は、弁護士・司法書士などによる法律相談を無料でご利用いただけます。

▼電話番号 0570-1078374(サポートダイヤル) ※月～金曜日:午前9時～午後9時、土曜日:午前9時～午後5時

▼問合せ 法テラス茨城 ☎050-3383-5390

下水道料金を改定します

町では、町下水道事業審議会の答申や町議会の議決を受けて、平成24年10月請求分から料金の改定を行います。

町では、今日まで職員数の削減等を行うなど経費削減に努力し、下水道の供用開始から28年間、現行料金を据え置いてきました。しかしながら、老朽化した下水道施設の更新費用が増加するなど、今後下水道事業の財政状況は一段と厳しくなる見込みです。現行料金では、本来下水道使用料で賄うべき経費である使用料対象経費(維持管理経費・町債返済など)のすべてを賄っておらず、使用料対象経費の不足分を補うために、町税等を繰り入れています。

▼下水道料金対照表(1か月あたり)

区分	使用水量	現行	新料金
基本料金	10 m ³ まで	1,000円	1,000円
超過料金 (1 m ³ につき)	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	110円	120円
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	120円	130円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	130円	150円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	140円	160円
	100 m ³ を超え 500 m ³ まで	150円	170円
	500 m ³ を超えるもの	150円	180円

▼新料金算定例(25 m³使用時)

- ① 基本料金 10 m³ = 1,000円
 10 m³ × 120円 = 1,200円
 ② 超過料金 5 m³ × 130円 = 650円
 小計 ① + ② = ③ 2,850円
 ③ 2,850円に消費税142円が加算され2,992円(1円未満切捨て)となります

今回の料金改定により、町税等の繰入金を削減し、負担の公平を保ち、下水道財政を健全化させていきます。

皆さまのご理解をお願いします。

▼問合せ 下水道課業務係(町水道事務所内) ☎829-5500

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
 問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お電話でのお問い合わせもお気軽にどうぞ

定番から新作まで、今年も傑作が勢ぞろい！
夏の文庫100冊
 フェア開催中
オークスブックセンター阿見店
 平日10時～21時 土日祝9時30分～21時
 カスミ フードスクエア阿見店(R125号バイパス沿い) 2階
 稲敷郡阿見町中郷2-7-24 TEL 029-891-2322 <http://www.oaksbc.co.jp>

こまったときは

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日時 ① 8月2日(木) ② 9月6日(木)
午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(216)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター
☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

結婚相談

日時 第2・第4土曜日 午後1時～4時
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター
☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所
☎ 823-1123

● 公共機関電話番号 ●

役場 ☎ 888-1111	中央公民館 ☎ 888-2526	総合運動公園 ☎ 889-2788
うずら出張所 ☎ 841-1167	君原公民館 ☎ 889-1363	教育相談センター ☎ 888-1225
健康づくり課 ☎ 888-2940	かすみ公民館 ☎ 888-8111	町民活動センター ☎ 888-2051
障害福祉課 ☎ 888-2943	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100	消費生活センター ☎ 888-1871
水道課 ☎ 889-5151	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761	社会福祉協議会 ☎ 887-0084
下水道課 ☎ 829-5500	図書館 ☎ 887-6331	シルバー人材センター ☎ 888-2036
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	学校給食センター ☎ 887-1430	うしくあみ斎場 ☎ 830-9888
消防本部 ☎ 887-0119	地域子育て支援センター ☎ 891-2772	町民ダイヤル(休日 当番医・定例相談等の テレホンサービス) ☎ 887-6600
火災情報案内 ☎ 887-2600	福祉センターまほろば ☎ 887-3969	

● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,725人 (+ 6)
 - 男性 23,707人 (+ 2)
 - 女性 24,018人 (+ 4)
 - 世帯数 18,297世帯(+ 21)
- ▽ 7月1日現在
▽ 常住人口ベース
▽ ()内は前月比
▽ 総務課調べ

8月の納税等

町県民税(2期)
国民健康保険税(3期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(3期)
納期限 8月31日(金)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

9月の納税等

国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(3期)
納期限 10月1日(月)

交通事故発生状況 6月(前月比)

消防本部調べ	軽傷	7人(- 6)
出場件数 13件(- 5)	中傷	3人(+ 1)
	重傷	1人(± 0)
※救急車の適正な利用をお願い いたします	死亡	0人(± 0)
	合計	11人(- 5)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店

～町長への手紙を送るには～

- 郵送** この用紙は、切手不要の便せんとなっています。用紙を切り取りあて先が表になるように折りたたんで「のりしろ」の部分にのりづけして郵送してください
- 投かん箱** 役場正面玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館——の各施設に、用紙と投かん箱が備え付けてあります。用紙に必要事項記入の上、投かん箱に投かんしてください
- ファクシミリ** 用紙に必要事項記入の上、ファクシミリで下記に送付してください
- 電子メール** 町ホームページのトップページ下段『町長への手紙』を参照し、送信してください
- 問い合わせ** 秘書課広聴係 ☎888-1111 (281) FAX 887-9560
▼**ホームページ**:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/> ▼**Eメール**:tegami@town.ami.lg.jp

3000390

阿見町中央1-1-1

阿見町長 行

(町長への手紙)

料金受取人私郵便

阿見支店
承認
137

差出有効期間
平成24年11月
30日まで



(切手をはらずにそのまま投かんしてください)

〈折れ線〉